

「消費者の利益を中心にすえた化学物質政策を！」

2008年6月29日

主婦連合会 環境部

常任委員 茂木なほみ

1. 主婦連合会の概要とこれまでの主な活動

1948年9月に粗悪な商品や食品の改善を！という切実なところからスタートし、戦後の消費者運動をリードしてきた全国組織の消費者団体です。今年は創立60周年を迎えます。去る4日に総会が開催され、「台所の声を政治へ」という創立以来の運動への気概を持ってどんなに小さな問題であっても、また何よりも平和を脅かす脅威に対する消費者の声を結集させ、より安全・安心な社会作りへとつなげていくために多くの消費者との連携を構築していきましょう、ということで、引き続き「消費者の権利」と「普通の生活者の声を政策に活かす活動」を目指し、今年度も7項目の運動方針を確認しました。

・運動方針

- * 世界に誇る平和憲法を維持し、平和を守るために行動します。
- * 縦割り行政を排除し、消費者政策を総合的・一元的に担うし消費者のための新組織実現を目指します。
- * あらゆる生活の場で、安心・安全な暮らしを目指します。
- * 限りある資源、かけがえのない地球環境を守るために行動します。
- * 情報化社会でますます懸念される新しい消費者問題に積極的に取り組みます。
- * 国際化が進む規格基準に、消費者の声が反映される制度の実現を求めます。
- * 「主婦会館プラザエフ」を拠点に、組織の活性化を図り、消費者運動へのさんかをひろげます。

2. 化学物質関連では、

PRTR法施行前から積極的に行政や企業と対話を行い、意見を出してきました。また、月1回発行の機関紙「主婦連たより」に、25回にわたり連載している「化学物質何じゃ問じゃ」があります。内容は、私たちが日常的に使う身近な製品を題材に、環境省の化学物質ファクトシートなどを参考に化学物質について情報発信をしています。

また、企業のCSR報告書の評価なども含め、環境に関する多岐にわたる情報発信や調査活動をおこなっています。

その中でも、今年度、3カ年計画の最後の年になる「表示や規格のあり方を考える調査活動」があります。

特に、幼児用玩具に関する意識調査を2006年から行なっていますが、70%以上（n=1000人）の人が「塗料等に不安がある」と回答していました。

2007年に、未就学児向け玩具への使用が、食衛法で禁止されているフタル酸ビスが検出され、輸入販売業者が回収するという事件や、鉛が検出された玩具が次々に見つかり、消費者の不安が現実のものとなってしまいました。このようなことから今年度は、より安全が確保される規格基準作りやそのための第三者機関が安全性をチェックできる仕組みの実現を目指し、調査研究を進めています。

3. 意見として、

化学物質審査規制法の見直しに向けて改正の必要性等について検討を進めるにあたり、幅広く市民の意見を聴く機会を持っていたことは評価いたします。

今回の化学物質審査規制法の見直しでは、国際化学物質管理戦略（SAICM）の公約を誠実に実行し、省庁の権限の枠をはずした化学物質の総合管理が行える仕組みづくり作りのための検討を行う合同会合と位置づけ、その方向を早急に目指していただきたいと思います。

日ごろ、身近にあって便利に使っている化学物質はおびただしい種類と量になりますが、その安全性や、取り扱い、管理等についてのいち早い情報発信などを、ごく普通の私達生活者にわかりやすく身近に得られることも必要だと思っております。

主婦連が、長きにわたり訴え続けてきた「消費者行政の一元化」を進める運動が実現に向け動いています。来年度消費者庁（仮称）の創設に向け大事なときを迎えています。消費者行政推進会議の中で、6つの基本方針が出されています。

基本方針

- 1、消費者の視点から政策全般を監視し、「消費者を主役とする政府の舵取り役」となる消費者庁（仮称）を創設する。消費者庁は、商品・金融などの「取引」、製品・食品などの「安全」、「表示」など、消費者の安全安心にかかわる問題を幅広く所管する。
- 2、消費者庁を、一元的な窓口機能、企画立案、法執行、勧告などの機能を有する消費者行政全般についての司令塔として位置づける。
- 3、消費者に身近な問題を取り扱う法律は、消費者庁に移管することとし、その他の関連法についても、消費者庁が強い勧告権を持つ司令塔として関与できるようにする。また、すき間への対応や被害者救済を視野に入れた新法の検討を進める。
- 4、消費者庁の創設と併せて、地方の消費者行政の強化に向けて、地方の窓口の一元化、関連行政機関の情報の集約などを進めるために、法的な措置を含めて抜本的な対策を講ずることとする。

また、地方分権を基本としつつ、地方の消費者行政の建て直し・強化のために、当面、国が講ずべき支援策のあり方について検討する。

- 5、消費者庁の設置に当たっては、行政の肥大化との批判を招かぬよう、法律、権限等を移管する府省から機構・定員を振り替えることを原則とする。また、消費者庁の運営に消費者の意見が直接届く仕組みを検討する。
- 6、来年度から消費者庁を発足させることとし、必要な予算等の要求、法律案等の準備を進める。また、消費者庁の円滑な発足のためにも、所要の体制整備を行ない、今年度中に前倒しして実施できることは、早急に着手することとする。

ここには、私たちの宿願が盛り込まれています。

多く消費者団体をはじめとして様々な団体等と力と知恵を出し合いながら、今春新たに「ユニカねっと」を立ち上げ目指している、この消費者行政の一元化に沿った改革の実現と同様、現在の縦割り行政による弊害から被ってきた多大な悪影響等の改善を進めるため、消費者の利益を中心に据えた化学物質政策の実現を求めたいと思います。

